

【NEWS RELEASE】

2026年2月13日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

デジタル・インクルージョンボンドの発行について

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（執行役社長グループ CEO：中島 達、以下、当社グループを総称して「SMBC グループ」）は、海外市場において、米ドル建ての「デジタル・インクルージョンボンド」（以下、「本債券」）を発行いたしました。本債券は、サステナビリティ関連の資金調達であり、「デジタル・インクルージョン」をテーマとした起債は、世界初の取組となります。

「デジタル・インクルージョン」とは、人の属性（人種、居住地域、所得、家庭環境）などに関わらず、誰もがあらゆるデジタルテクノロジーを安全かつ自由に活用できるようとする考え方です。現在、世界人口の約 33%がインターネットにアクセスできないとされる中、その主な要因として、通信インフラ不足、デバイスおよび通信料のコスト高が挙げられており、インフラ整備や技術開発等が必要とされております。本債券の発行が、社会的価値創造に向けた新たな資金調達方法として、取組が拡充されることを期待しております。

本債券で調達した資金は、ソーシャルファイナンスフレームワーク（※1）内の Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクト（新興国におけるデジタル・ローンを含む金融包摂、デジタル・サービスの拡張のための基本的通信インフラ整備、医療、教育および職業訓練のためのプロジェクト）に充当されます。また、本債券は、国際資本市場協会（ICMA）が定める「ソーシャルボンド原則 2025 年版」（※2）、金融庁の「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」（※3）、および World Economic Forum (WEF) による「Guidebook to Digital Inclusion Bond Financing」（※4）等に準拠しております。

SMBC グループは、「環境」「DE&I・人権」「貧困・格差」「少子高齢化」「日本の再成長」を重点課題として掲げ、社会的価値の創造に向けた取組を推進しています。本債券の発行を機に、「貧困・格差」におけるデジタル格差（Digital Divide）の解消を通じて、包摂的な社会の実現に貢献することを目指していきます。また、デジタルという高成長分野のビジネス機会の捕捉ならびにデジタル金融サービスの推進を、引き続き行って参ります。

【発行概要】

発行体：	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
通貨：	米ドル建て
発行金額：	5 億米ドル
発行日：	2026 年 2 月 12 日
償還期限：	2032 年 2 月 12 日 (但し、2031 年 2 月 12 日に発行体の裁量により任意償還可能)
資金使途：	Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクト（新興国におけるデジタル・ローンを含む金融包摂、デジタル・サービスの拡張のための基本的インフラ整備、医療、教育および職業訓練のためのプロジェクト）に対するファイナンス
金利：	2031 年 2 月 11 日まで 年 4.522%（固定金利） 2031 年 2 月 12 日以降 SOFR+91bp（変動金利）
主幹事：	SMBC Bank International plc Merrill Lynch International Crédit Agricole Corporate and Investment Bank Natixis

（※1）2025 年 7 月に三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行により策定されたフレームワーク。本フレームワークは、国際資本市場協会（ICMA）の定める「ソーシャルボンド原則」、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）及びローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（LSTA）の定める「ソーシャルローン原則」、金融庁の定める「ソーシャルボンドガイドライン」、及びWEF の発行による「Guidebook to Digital Inclusion Bond Financing」を適用している。

（※2）国際資本市場協会（ICMA）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドライン。主に調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理について言及されている。

（※3）国内におけるソーシャルボンドの普及のため、金融庁が策定したガイドライン。ICMA のソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されている。

（※4）WEF が策定した、デジタル・インクルージョンボンドの発行に関するガイドブック。デジタル格差の解消に資するプロジェクトへの資金供給を促進するため、デジタル・インクルージョンの定義、投資意義、フレームワークに含むべき内容、対象プロジェクト事例とそのインパクト評価指標、投資家とのエンゲージメント手法などについて具体的に言及している。

この文書は、当社が証券の発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国およびそれ以外の国における証券の募集、購入の勧誘行為を構成するものではありません。本デジタル・インクルージョンボンドについては、米国において米国 1933 年証券法（「米国証券法」）に基づく登録は行われておらず、かかる登録が行われる予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において本債券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては、米国内における証券の募集は行われません。

以上